



発行 新潟県

第98号

平成28年12月16日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

告 示

- 1269 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の指定(福祉保健課)
- 1270 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の廃止届(福祉保健課)
- 1271 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の変更届(福祉保健課)
- 1272 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(障害福祉課)
- 1273 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の事業廃止届(障害福祉課)
- 1274 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の指定(障害福祉課)
- 1275 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の廃止届(障害福祉課)
- 1276 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定(障害福祉課)
- 1277 非農用区域内に換地を定める土地の指定(農地整備課)
- 1278 新潟県大規模開発行為の適正化対策要綱の一部改正(用地・土地利用課)
- 1279 道路の区域変更(道路管理課)
- 1280 道路の供用開始(道路管理課)
- 1281 道路の区域変更(道路管理課)
- 1282 道路の供用開始(道路管理課)
- 1283 新潟県物品入札参加資格審査規程の一部改正(出納局会計検査課)
- 1284 新潟県庁舎等管理業務入札参加資格審査規程の一部改正(出納局会計検査課)

公 告

- 一般競争入札の実施(商業・地場産業振興課)
- 大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課)
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(商業・地場産業振興課)

選挙管理委員会告示

- 128 直接請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の数(選挙管理委員会)

正 誤

- 平成22年12月17日付け県報第99号告示第1584号中(砂防課)

告 示

◎新潟県告示第1269号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成28年12月16日

新潟県知事 米 山 隆 一

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
株式会社リノ	長岡市信濃2丁目7番1号コーポカトレーズ102号	四日町薬局	十日町市新座甲620番地5	居宅療養管理指導	H28.11.7
株式会社リノ	長岡市信濃2丁目7番1号コーポカトレーズ102号	四日町薬局	十日町市新座甲620番地5	介護予防居宅療養管理指導	H28.11.7
エフビー介護サービス株式会社	長野県佐久市長土呂159-2	エフビー介護サービス株式会社上越営業所	上越市新光町1丁目6番16号	特定福祉用具販売	H28.9.1
エフビー介護サービス株式会社	長野県佐久市長土呂159-2	エフビー介護サービス株式会社上越営業所	上越市新光町1丁目6番16号	特定介護予防福祉用具販売	H28.9.1

◎新潟県告示第1270号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年12月16日

新潟県知事 米山 隆一

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止したサービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人長岡市社会福祉協議会	長岡市表町2丁目2番地21	長岡市社会福祉協議会 訪問入浴介護ながおか	長岡市長倉西町458番地1	訪問入浴介護	H28.9.30
社会福祉法人長岡市社会福祉協議会	長岡市表町2丁目2番地21	長岡市社会福祉協議会 訪問入浴介護ながおか	長岡市長倉西町458番地1	介護予防訪問入浴介護	H28.9.30
社会福祉法人長岡市社会福祉協議会	長岡市表町2丁目2番地21	長岡市社会福祉協議会 居宅介護支援ひがしながおか	長岡市長倉西町458番地1 長岡市役所長倉分室 ホームヘルパー室内	居宅介護支援	H28.11.30

◎新潟県告示第1271号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成28年12月16日

新潟県知事 米山 隆一

名称	所在地	変更事項	旧	新	変更年月日
----	-----	------	---	---	-------

長岡市地域包括支援センターなかじま・おもてまち	長岡市表町2丁目2番地21	名称	長岡市地域包括支援センターなかじま	長岡市地域包括支援センターなかじま・おもてまち	H28. 11. 1
長岡市地域包括支援センターなかじま・おもてまち	長岡市表町2丁目2番地21	所在地	長岡市水道町3丁目5番30号	長岡市表町2丁目2番地21	H28. 11. 1

◎新潟県告示第1272号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年12月16日

新潟県知事 米山 隆一

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
就労移行支援	就労支援ワーク&カレッジ Oneながおか	長岡市表町1丁目10番地5 アーバンヒルズ長岡第二101	一般社団法人共笑舎	平成28年 11月7日
就労継続支援A型				
居宅介護	訪問介護ステーションこころ	糸魚川市横町5丁目11番1号	有限会社ライフエイド	平成28年 12月1日
重度訪問介護				
共同生活援助	ゆめホーム	刈羽郡刈羽村大字刈羽3464番地	特定非営利活動法人ゆめ福社会	平成28年 12月1日

◎新潟県告示第1273号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成28年12月16日

新潟県知事 米山 隆一

指定障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
居宅介護	介護24あかり	三条市大島544番地	合同会社オーディア	平成28年 8月31日
重度訪問介護				

◎新潟県告示第1274号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定による指定一般相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成28年12月16日

新潟県知事 米山 隆一

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
地域移行支援	地域生活支援センター ごっちゃん	胎内市本郷544番地1	一般社団法人 みらいず	平成28年 12月1日
地域定着支援				

◎新潟県告示第1275号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定により指定一般相談支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成28年12月16日

新潟県知事 米山 隆一

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
------------	--------	-----	-----	-------

地域移行支援	地域生活支援センター ぐみの郷	胎内市本郷544-1	社会福祉法人 新潟 慈生会	平成28年 11月30日
--------	-----------------	------------	------------------	-----------------

◎新潟県告示第1276号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成28年12月16日

新潟県知事 米 山 隆 一

障害児通所支援 の種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定 年月日
放課後等デイサービス	放課後等デイサービス ゆずり葉	上越市富岡2325-1	特定非営利活動法人 敬天会	平成28年 12月1日

◎新潟県告示第1277号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定により、県営区画整理（ほ場整備「担い手育成型」）事業三和南部地区に係る換地計画において、次の従前の土地は非農用地区域内に換地を定める土地として指定した。

平成28年12月16日

新潟県知事 米 山 隆 一

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積㎡
上越市三和区	川浦	長田	1125-2	田	85
上越市三和区	川浦	長田	1128	田	242
上越市三和区	川浦	長田	1129	田	272
上越市三和区	野	久保田	17	田	602
上越市三和区	野	宮田	182	田	1535
上越市三和区	川浦	正里田	445	田	973
上越市三和区	川浦	高光原	946	田	252
上越市三和区	川浦	上川原	728-2	雑種地	72
上越市三和区	法花寺	コフケ田	76-1	田	207
上越市三和区	法花寺	二升田	121	雑種地	38
上越市三和区	法花寺	二升田	127	田	123
上越市三和区	法花寺	二升田	128	田	290
上越市三和区	法花寺	三角田	526-2	雑種地	61

◎新潟県告示第1278号

新潟県大規模開発行為の適正化対策要綱（昭和60年3月新潟県告示第999号）の一部を次のように改正する。
平成28年12月16日

新潟県知事 米山 隆一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(適用除外) 第7条 前条の規定は、次の各号のいずれかに該当する大規模開発行為については、適用しない。 (1)～(7) (略) (8) 電気事業法（昭和39年法律第170号） <u>第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業又は同項第10号に規定する送電事業の用に供する同項第18号に規定する電気工作物を設置するため行う大規模開発行為</u> (9)・(10) (略)	(適用除外) 第7条 前条の規定は、次の各号のいずれかに該当する大規模開発行為については、適用しない。 (1)～(7) (略) (8) 電気事業法（昭和39年法律第170号） <u>第2条第1項第16号に規定する電気事業の用に供する同項第18号に規定する電気工作物を設置するため行う大規模開発行為</u> (9)・(10) (略)

附 則

この告示の施行の際現にこの告示による改正前の第7条第8号に該当する大規模開発行為（この告示による改正後の同号に該当するものを除く。）を行っている者は、当該大規模開発行為について第6条第1項の規定による協議が整ったものとみなし、当該大規模開発行為に係る工事が完了した日において第12条第2項の規定による工事完了届を提出したものとみなす。

◎新潟県告示第1279号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年12月16日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小白倉木落線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市仁田 2531 番 1 から	新	10.5～13.6メートル	82.3メートル
同市仁田2541番まで	旧	10.5～13.6メートル	82.3メートル

◎新潟県告示第1280号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年12月16日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 路線名 県道 小白倉木落線
- 2 供用開始の区間
十日町市仁田2531番1から同市仁田2541番まで
- 3 供用開始の期日 平成28年12月16日

◎新潟県告示第1281号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年12月16日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 252号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
柏崎市大字与板字鴨田2267番から	新	8.0～11.0メートル	248.8メートル
同市大字与板字欠畑1189番1まで	旧	8.0～10.6メートル	248.8メートル

◎新潟県告示第1282号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年12月16日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 一般国道 252号
- 2 供用開始の区間
柏崎市大字与板字鴨田2267番から同市大字与板字欠畑1189番1まで
- 3 供用開始の期日 平成28年12月16日

◎新潟県告示第1283号

新潟県物品入札参加資格審査規程（昭和56年1月新潟県告示第165号）の一部を次のように改正し、平成29年度の物品の購入又は物品の製造の請負についての一般競争入札及び指名競争入札に参加する者の資格審査から適用する。

平成28年12月16日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(資格審査の申請)</p> <p>第3条 資格審査を受けようとする者は、別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人の場合</p> <p>ア 成年被後見人、<u>被保佐人又は被補助人</u>に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。）<u>（被保佐人又は被補助人にあつては、知事が別に指示する書類）</u>及び民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第2項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書（日本の国籍を有しない者にあつては、知事が別に指示する書類）</p> <p>イ～ケ (略)</p> <p>(資格審査の申請時期)</p> <p>第4条 資格審査の申請は、随時に、行うことができる。ただし、第6条第2号に規定する有効期間に係る参加資格の申請にあつては、平成6年を初年とする3年目ごとの年（以下「定期申請年」という。）の<u>1月4日から同月31日まで</u>に行わなければならない。</p>	<p>(資格審査の申請)</p> <p>第3条 資格審査を受けようとする者は、別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人の場合</p> <p>ア 成年被後見人又は<u>被保佐人</u>に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。）及び民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第2項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書（日本の国籍を有しない者にあつては、知事が別に指示する書類）</p> <p>イ～ケ (略)</p> <p>(資格審査の申請時期)</p> <p>第4条 資格審査の申請は、随時に、行うことができる。ただし、第6条第2号に規定する有効期間に係る参加資格の申請にあつては、平成6年を初年とする3年目ごとの年（以下「定期申請年」という。）の<u>1月5日から同月31日まで</u>に行わなければならない。</p>

◎新潟県告示第1284号

新潟県庁舎等管理業務入札参加資格審査規程(平成13年12月新潟県告示第2361号)の一部を次のように改正し、平成29年度の庁舎等の管理業務についての一般競争入札及び指名競争入札に参加する者の資格審査から適用する。

平成28年12月16日

新潟県知事 米山 隆一

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(資格審査の申請)</p> <p>第3条 資格審査を受けようとする者は、別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人の場合</p> <p>ア 成年被後見人、<u>被保佐人又は被補助人</u>に該当しない旨の登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。) <u>(被保佐人又は被補助人</u>にあつては、<u>知事が別に指示する書類</u>)及び民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第2項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書(日本の国籍を有しない者にあつては、知事が別に指示する書類)</p> <p>イ～コ (略)</p> <p>(資格審査の申請期間等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 定期申請は、平成14年及びこれを初年とする3年目ごとの年(以下「定期申請年」という。)の<u>1月4日から同月31日までの間</u>に行わなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(資格審査の申請)</p> <p>第3条 資格審査を受けようとする者は、別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人の場合</p> <p>ア 成年被後見人<u>又は被保佐人</u>に該当しない旨の登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。)及び民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第2項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書(日本の国籍を有しない者にあつては、知事が別に指示する書類)</p> <p>イ～コ (略)</p> <p>(資格審査の申請期間等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 定期申請は、平成14年及びこれを初年とする3年目ごとの年(以下「定期申請年」という。)の<u>1月5日から同月31日までの間</u>に行わなければならない。</p> <p>3 (略)</p>

公 告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県が調達する平成28年度版「にいがたモノ・クリエイト」印刷製本及び梱包業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成28年12月16日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称

平成28年度版「にいがたモノ・クリエイト」印刷製本及び梱包業務委託

(2) 委託業務の内容

別紙仕様書のとおり

(3) 履行期限

平成29年3月1日(水)までに新潟県庁行政庁舎11階に納品すること。(納入冊数は別紙仕様書のとおり)

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(4) 県内に本社(本店)又は営業所等が所在する者であること。

3 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間

平成28年12月9日(金)から平成28年12月21日(水)までの各日の午前9時から午後5時15分まで。(ただし、土・日を除く)

(2) 交付場所及び問合せ先

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁行政庁舎11階 産業労働観光部商業・地場産業振興課地場産業振興室

電話番号 025-280-5243

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、新潟県ホームページで公開する。

4 入札執行の日時及び場所

(1) 日時

平成28年12月22日(木)午後1時30分

(2) 場所

新潟県新潟市中央区新光町4番地1新潟県庁入札室(行政庁舎16階)

(3) 注意事項

本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。

ただし、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を持参すること。

5 入札者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者は、入札参加申請書を平成28年12月21日(水)午後5時15分までに、上記3の(2)の場所に提出し、本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。なお、提出書類等詳細については入札説明書による。また、入札者は、入札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(2) 参加資格の確認結果の連絡

提出書類に基づき審査を行い、入札参加不適合の場合は連絡する。

6 その他

(1) 入札保証金

入札金額に100分の108を乗じた金額の100分の5以上の金額とする。入札の際に現金を持参すること。なお、新潟県財務規則第42条で定めた無記名の国債又は地方債等の担保の提供をもって代えることができる。また、入札保証金は、商号又は氏名を表記し、裏面に金額を記載した封筒を入れて提出すること。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

なお、新潟県物品入札参加資格者で、資格審査申請時に誓約書を提出している者は提出不要とする。

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成28年12月16日

新潟県知事 米山 隆一

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 SUPER CENTER PLANT-4 聖籠店

所在地 北蒲原郡聖籠町大字蓮野708番地

設置者 株式会社PLANT

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の収容台数

(変更前) 収容台数 1,423台

(変更後) 収容台数 1,133台

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

・株式会社PLANT 午前9時から午後10時

・聖籠地場物産株式会社 午前9時から午後10時

(変更後)

・株式会社PLANT 午前9時から午後10時

・聖籠地場物産株式会社 午前9時から午後10時

・株式会社セリア 午前9時から午後10時

・株式会社ベルライム 午前9時から午後10時

イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)・数 8箇所

・位置 届出書に添付された図面のとおり

(変更後)・数 9箇所

・位置 届出書に添付された図面のとおり

3 変更を予定する年月日

平成29年8月2日

4 変更の理由

駐車場2の一部に聖籠町の活性化に資する施設を誘致するため。

5 届出年月日

平成28年12月1日

6 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

(なお、聖籠町産業観光課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

平成28年12月16日から平成29年4月16日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係

電話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成28年12月16日

新潟県知事 米山 隆一

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 リップス愛宕

所在地 長岡市東栄土地区画整理事業地内26街区

設置者 高野不動産株式会社ほか2者

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出

公告日 平成28年7月29日

3 意見の概要

(1) 長岡市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

平成28年12月16日から平成29年1月16日まで

選挙管理委員会告示**◎新潟県選挙管理委員会告示第128号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は次のとおりである。

平成28年12月16日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数

39,089

2 選挙権を有する者の総数の、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

344,302

3 県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

新潟市北区 21,296

新潟市東区	38,898
新潟市中央区	49,990
新潟市江南区	19,328
新潟市秋葉区	21,864
新潟市南区	13,017
新潟市西区	44,209
新潟市西蒲区	16,861
長岡市三島郡	78,514
上越市	55,182
三条市	28,364
柏崎市刈羽郡	25,956
新発田市北蒲原郡	32,114
小千谷市	10,413
加茂市南蒲原郡	11,738
十日町市中魚沼郡	18,753
見附市	11,700
村上市岩船郡	19,974
燕市西蒲原郡	25,272
糸魚川市	12,794
妙高市	9,604
五泉市東蒲原郡	18,512
阿賀野市	12,464
佐渡市	16,683
魚沼市	10,757
南魚沼市南魚沼郡	18,568
胎内市	8,656

正 誤

平成22年12月17日付け新潟県告示第1584号（土砂災害警戒区域の指定）中

ページ	欄	行	誤	正
5	右	13	佐渡市村山	佐渡市羽茂村山